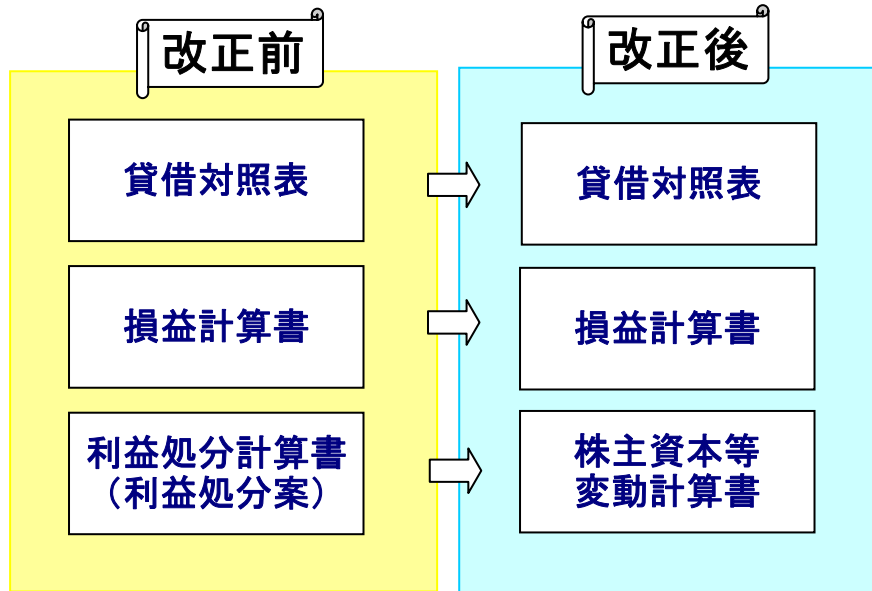


## 【法人税申告書の添付書類について】



平成18年5月1日以後に終了する事業年度より、法人税申告書の添付書類が、「利益処分計算書」から、「株主資本等変動計算書」に変わりました。

株主資本等変動計算書については、右記に例示しております。

株主資本等変動計算書は、事業年度中の資本項目の増減を記載します。

なお、従来利益処分計算書に記載されていた役員賞与は、損益計算書に記載(費用処理)されるように変更されたため、株主資本等変動計算書には記載しませんので、ご注意下さい。

## 【株主資本等変動計算書】

株主資本変動計算書は、貸借対照表の「純資産の部」の一会計期間における変動額のうち主として、株主に帰属する部分である株主資本の各項目の変動事由を報告するために、作成します。

例:

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 ××積立金 繰越利益剰余金		
前期末残高	前期末の貸借対照表残高と一致します。					
当期変動額	新株の発行					
	圧縮積立金積立					
	圧縮積立金取崩し					
	剰余金の配当					
	当期純利益					
	自己株式の取得					
当期変動額合計	当期中の配当額を記載することになります。従来記載していた翌期の利益処分については枠外に注記します。(注2)参照					
当期末残高	当期末の貸借対照表残高と一致します。					

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
前期末残高	前期末の貸借対照表残高と一致します。				
当期変動額	株主資本以外の項目の当期変動額				
	当期変動額合計				
当期末残高	当期末の貸借対照表残高と一致します。				

(注1)発行済株式及び自己株式に関する事項

	前期末	当期末	摘要
発行済株式	〇〇株	〇×株	新株××株発行による増加
自己株式	〇〇株	〇×株	××株を取得

(注2)配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日
平成〇×年〇月〇日定時株主総会	普通株式	1000	×××円	平成〇×年×月〇日

## 【貸借対照表】

改正前

(資本の部)

I 資本金  
II 資本剰余金  
1 資本準備金  
2 その他資本剰余金  
資本金及び資本準備金  
減少差益  
自己株式処分差益  
III 利益剰余金  
1 利益準備金  
2 任意積立金等  
3 当期末処分利益  
IV 株式等評価差額金  
V 自己株式

改正後

(純資産の部)

I 株主資本  
1 資本金  
2 資本剰余金  
資本準備金  
その他資本剰余金  
3 利益剰余金  
利益準備金  
その他利益剰余金  
××積立金  
→ 繰越利益剰余金  
4 自己株式  
II 評価・換算差額等  
1 その他有価証券評価差額金  
2 繰延ヘッジ損益  
3 土地再評価差額金  
III 新株予約権

1. 「資本の部」は「純資産の部」に
2. 純資産の部は「株主資本」と株主資本以外に区分
3. 「当期末処分利益」は「繰越利益剰余金」に
4. 任意積立金、当期末処分利益は「その他利益剰余金」の区分に表示

## 【個別注記表】

会計監査人設置会社以外の非公開会社(定款に譲渡制限がある会社)の個別注記表 \*1

- ・重要な会計方針に係る事項に関する注記
- ・株主資本等変動計算書に関する注記
- ・その他の注記

\* 従来どおり貸借対照表などの注記事項として記載することも認められています。

\*1 株式の譲渡制限の有無については、履歴事項証明書で確認することが出来ます。

適用時期: 会社法施行後(平成18年5月1日以後)に終了する事業年度から適用されます。

## 【損益計算書】

改正前

経常損益の部  
営業損益の部  
売上高  
売上原価  
売上総利益  
販売費及び一般管理費  
営業利益  
営業損益の部  
営業外収益  
営業外費用  
経常利益  
特別損益の部  
特別利益  
特別損失  
税引前当期純利益  
法人税、住民税及び事業税  
法人税等調整額  
当期純利益  
前期繰越利益  
積立金目的取崩額等  
中間配当等  
当期末処分利益

改正後

売上高  
売上原価  
売上総利益  
販売費及び一般管理費  
営業利益  
営業外収益  
営業外費用  
経常利益  
特別利益  
特別損失  
税引前当期純利益  
法人税、住民税及び事業税  
法人税等調整額  
当期純利益

\* 会計監査人設置会社以外の公開会社(定款に譲渡制限がない会社)については他に、以下の注記表が必要となります。

- ・貸借対照表に関する記
- ・損益計算書に関する注記
- ・税効果会計に関する注記
- ・リースにより使用する固定資産に関する注記
- ・関連当事者との取引に関する注記
- ・一株当たり情報に関する注記
- ・重要な後発事象に関する注記